

地域子供の未来応援交付金の概要

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。

内閣府

地方公共団体



○実態調査・資源量の把握

(補助率: 3/4)

補助基準額: 300万円)

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

○支援体制の整備計画策定

(補助率: 3/4)

補助基準額: 300万円)

※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率: 1/2)

補助基準額: 最高3,000万※1)

- ・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

(事業例)

- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・学習支援等の居場所づくり(サポート)事業
- ・貧困の子供支援マッチング事業

※1都道府県が全域圏で事業実施する場合

・コーディネーター事業等の担い手の育成
・行政機関職員の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修事業

(補助率: 1/2)

補助基準額: 最高500万円)

- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進